

上智大学学術情報リポジトリ運用規程

制定 平成22年4月1日

改正 平成23年7月1日 平成26年4月1日

平成27年4月1日 平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、上智大学学術情報リポジトリ(以下、「学術情報リポジトリ」という。)の管理及び運用について、必要な事項を定める。

(学術情報リポジトリの目的)

第2条 学術情報リポジトリは、上智大学(以下、「本学」という。)の学部、研究科、研究機構並びに本学学則第6条に定める研究所及びセンター等(以下、「研究組織」という。)に所属する、又はかつて所属した教職員、大学院学生等の本学の構成員(以下、「本学の構成員」という。)が本学における研究・教育活動に関連して作成に関わった研究・教育成果物(以下、「学術コンテンツ」という。)を電子的に蓄積及び保存し、それらを容易に利用できる環境を提供すると同時に、学内外に公開し、学術研究の発展に資することを目的とする。

(統括責任者)

第3条 学術情報リポジトリの管理及び運用を統括するために、統括責任者を置き、図書館長をもって充てる。

(運用体制)

第4条 学術情報リポジトリの管理及び運用に関する業務については、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる部署がこれを行うものとする。

- (1) 学術コンテンツの収集支援 学術情報局図書館(以下、「図書館」という。)及び学術情報局研究推進センター
- (2) 学術コンテンツの登録支援と学術情報リポジトリの維持管理 図書館
- (3) サーバ構築、機器管理・保守 学術情報局情報システム室(以下、「情報システム室」という。)

(運営会議)

第5条 学術情報リポジトリの管理及び運用に関する事項は図書館委員会にて審議する。ただし、前条のサーバ構築、機器管理・保守に係る事項は学術情報局情報システム室と協議した上で教研系システム小委員会に諮るものとする。

(登録対象となる学術コンテンツ)

第6条 学術情報リポジトリに登録する学術コンテンツは次の要件を満たすものとする。

- (1) 学術的な研究の成果、又は学術的に意義のあるものであること。
- (2) 本学における研究・教育活動に関連して、その主要な部分が生産されたものであること。
- (3) 第7条に定める学術情報リポジトリに学術コンテンツの登録を希望する者(以下、「登録申請者」という。)が作成したものであること。
- (4) 知的財産権や著作権に係る法令を遵守しており、公序良俗、社会通念上、又は情報セキュリティ上問題がないこと。
- (5) 学術情報リポジトリのシステム運営に支障をきたすデータ構造又は形式でないこと。

(登録申請者)

第7条 登録申請者は、別紙の「上智大学学術情報リポジトリ登録申請書」と登録を希望する論文のデータ（電子データ又は冊子体論文）を図書館長に提出する。

2 登録申請者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学に在籍する教職員又は大学院学生
- (2) 本学在籍時に作成又は公表された本学紀要論文・学位論文等の著者
- (3) その他、図書館長が特に認めた者

(登録申請者の責務)

第8条 学術情報リポジトリの登録申請者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録を希望する学術コンテンツについて本学の定める必要な利用許諾手続きを行うこと。
- (2) 登録を希望する学術コンテンツの著作権が複数の者に帰属する場合、又は登録申請者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得ること。
- (3) 登録された学術コンテンツの内容について、責任を負うこと。

(学術コンテンツの登録)

第9条 学術コンテンツの登録は図書館が行う。ただし、登録申請者自ら登録することを妨げない。

2 前条の登録申請者の責務が遵守されていないと認められるときは、学術コンテンツの登録を行わない。

(学術コンテンツの削除)

第10条 統括責任者は、次のいずれかに該当する場合は、登録された学術コンテンツを削除することができる。

- (1) 学術コンテンツが第6条に相反する場合
- (2) 登録申請者が第8条に定める責務を遵守していないことが明らかになった場合
- (3) 登録申請者から削除の申請があった場合

2 第7条第2項各号に定める者が在籍時に登録したコンテンツについては、当該者が本学から離籍した場合であっても、本人から特段の申し出がない限り削除しない。

(登録された学術コンテンツの利用)

第11条 統括責任者は、リポジトリに登録された学術コンテンツを次のとおり利用する。

- (1) 当該学術コンテンツを複製し、学術情報リポジトリを構築するサーバに登録すること。
- (2) ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数に無料で公開（送信）すること。ただし、この場合において統括責任者は、著作権法を遵守し、同法に定める目的及び範囲において当該複製物を使用する旨の注意を受信者に対して与えるものとする。
- (3) 保存及び利用可能性の維持のために複製・媒体変換を行うこと。
- (4) 学内で公開されているデータベースと相互の連携を図るために、第1号で登録した学術コンテンツのメタデータ及びリンク情報を提供すること。

(その他)

第12条 本規程に記載されていない事項については、必要に応じて、登録申請者と図書館が別途協議し決定するものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、図書館委員会の意見を徴し、本学院の定める手続きにより行う。

附 則

この規程は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）7月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2014年（平成26年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正、施行する。